

公表用

# 小樽市上下水道BCP

令和3年11月  
小樽市水道局



# 【目次】

## 第1章 BCPの概要と運用体制

1 策定の目的	1- 1
2 基本方針	1- 1
(1)市民、職員、関係者の安全確保	1- 1
(2)上下水道事業の責務遂行	1- 1
(3)地域防災計画等との整合	1- 1
(4)対象事象及び対象期間	1- 1
3 上下水道 BCP の運用体制	1- 2
(1)上下水道対策部の組織体制	1- 2
(2)動員の方法	1- 3
(3)上下水道対策部を設置しない場合の準用	1- 3
(4)業務の種類と内容	1- 5
(5)実施する業務の判断基準	1-13
(6)関係機関との相互応援体制	1-14
4 対象とする業務の範囲	1-17
(1)浄水センター管理施設	1-17
(2)水道事業課管理施設	1-18
(3)下水道事業課管理施設	1-18
(4)水処理センター管理施設	1-18

## 第2章 非常時対応の基礎的事項

1 災害発生時の業務継続戦略	2- 1
2 対応拠点と代替拠点	2- 2
3 避難誘導・安否確認	2- 6
(1)避難誘導方法	2- 6
(2)安否確認方法	2-10
4 被害状況の把握	2-11
5 重要情報の保管状況	2-12
6 資機材等の保有状況	2-13

## 第3章 計画の根拠とした災害と被害想定

1 災害規模の設定	3- 1
(1)地震規模の設定	3- 1
(2)津波規模の設定	3- 2
(3)水害、その他の自然災害規模の設定	3- 3

## 第4章 非常時対応計画

1 勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)	4- 2
2 勤務時間外に対象事象が発生した場合(災害対応業務)	4-12

## **第5章 事前対策計画**

1 データのバックアップ及び資機材の確保 .....	5- 1
2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築 .....	5- 2
3 他の地方公共団体との支援ルールの確認 .....	5- 3
4 受援体制の整備と充実 .....	5- 3
5 民間企業等との協定締結 .....	5- 4
6 住民等への情報提供及び協力要請 .....	5- 4
7 その他対策 .....	5- 5

## **第6章 訓練計画及びBCPの見直し**

1 訓練計画 .....	6- 1
2 BCPの見直し .....	6- 1
(1) BCPのマネジメント体制 .....	6- 1
(2) BCPの見直し・改善 .....	6- 2

### **【小樽市上下水道BCP 修正履歴】**

- 第1回修正 令和4年 8月
- 第2回修正 令和5年 2月
- 第3回修正 令和5年 8月
- 第4回修正 令和5年10月
- 第5回修正 令和6年 6月
- 第6回修正 令和6年 7月
- 第7回修正 令和6年11月
- 第8回修正 令和7年10月

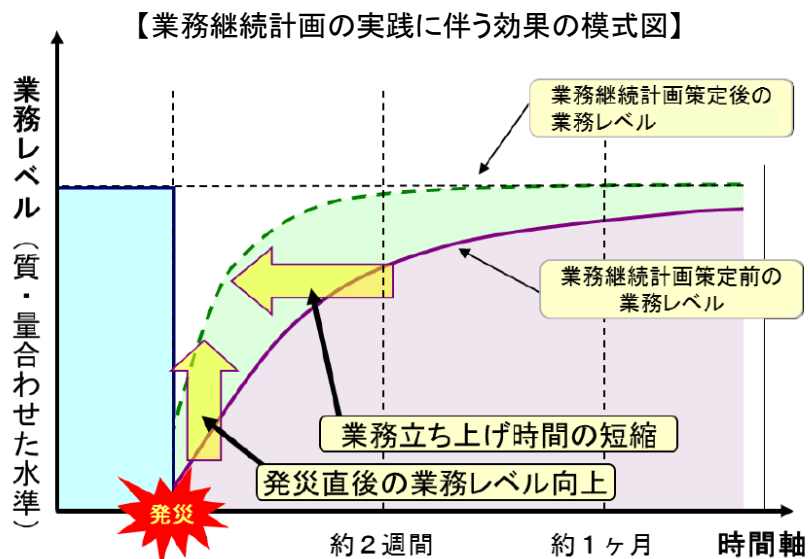
# 第1章 BCPの概要と運用体制

## 1 策定の目的

BCP(業務継続計画)とは、大規模な災害<sup>※1</sup>や感染症などで職員や庁舎、設備等に相当の被害を受けた場合でも、災害対応業務や通常業務などを着実に実行することを目的として、策定・運用を行うものである。

上下水道施設は市民生活にとって最も重要なライフラインの一つであり、災害等の発生時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。しかし、発災後から対応を始めるのでは、迅速な業務遂行は困難なことから、本市の「小樽市業務継続計画」を補完する計画として、「小樽市上下水道BCP」(以下、「上下水道BCP」という。)を策定する。

※1 災害とは、自然現象(地震、津波、水害など)や、人為的な原因(事故、火災など)により人命や社会生活に被害が生じる事態を指す。



※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府防災担当)」より

## 2 基本方針

### (1)市民、職員、関係者の安全確保

災害等発生時の業務の継続・早期復旧に当たっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

### (2)上下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

### (3)地域防災計画等との整合

上下水道BCPは、「小樽市地域防災計画」や「小樽市業務継続計画」との整合を図り、その実効性を担保する。また、BCP発動時における対応人員や資機材の制約下で、事象別マニュアルに定めた緊急時対応が実行できるか検証し、必要に応じて改善を図る。

### (4)対象事象及び対象期間

対象事象は、地震・津波、水害、その他の災害、新型インフルエンザ等感染症などを対象リスクとする。また、対象期間は、発災後、応急復旧や応急給水が完了し暫定的に上下水道機能が確保されるまでとする。

### 3 上下水道 BCP の運用体制

上下水道 BCP 発動時の体制は、小樽市地域防災計画における災害対策本部の体制を基本とするものとし、その一部である「上下水道対策部」の運用体制は以下に示すとおりである。

#### 【上下水道対策部の設置要件】

原則、次のような状況が生じたときに設置

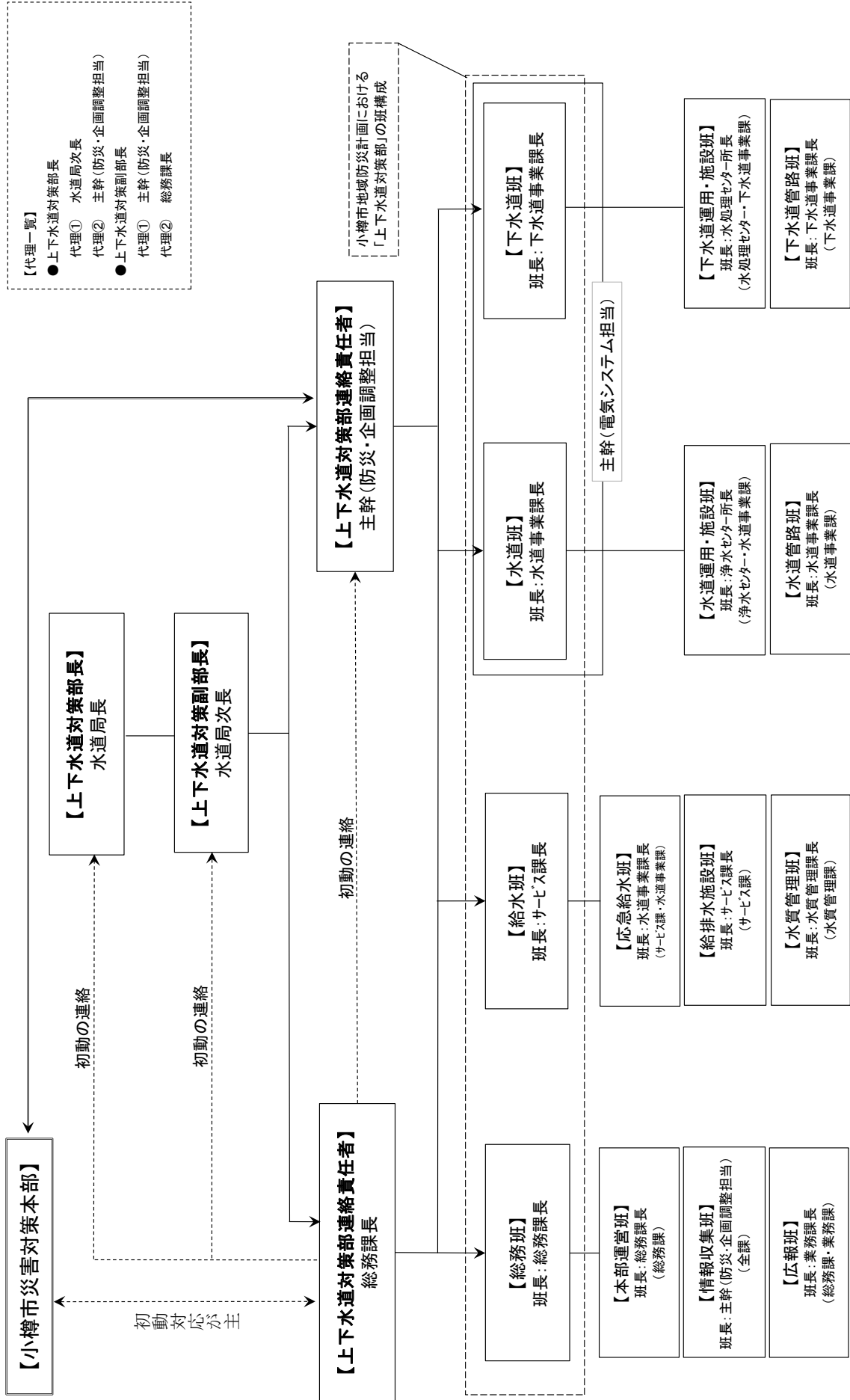
- ①震度5弱以上の地震が発生したとき
  - ・震度5弱・5強の地震(人員は第2非常配備体制のメンバー)
  - ・震度6弱以上の地震(人員は第3非常配備体制のメンバー)
- ②北海道日本海沿岸北部(気象庁津波予報区)に津波警報、大津波警報が発表されたとき
  - ・津波警報が発表(人員は第2非常配備体制のメンバー)
  - ・大津波警報が発表(人員は第3非常配備体制のメンバー)
- ③被災状況や水害、その他の災害などにより、水道局長が設置を指令したとき  
(非常配備の体制は必要に応じて)

#### (1) 上下水道対策部の組織体制

区 分		責任者	対応課かい
小樽市 地域防災計画	小樽市 上下水道 BCP		
【上下水道対策部長】		水道局長	—
【上下水道対策副部長】		水道局次長	—
総務班 (班長) 総務課長	本部運営班	正:総務課長 副:総務課主査	総務課
	情報収集班	正:主幹(防災・企画調整担当) 副:下水道事業課主査(計画)	主幹(防災・企画調整担当) (全課)
	広報班	正:業務課長 副:総務課主査	業務課・総務課
給水班 (班長) サービス課長	応急給水班	正:水道事業課長 副:水道事業課主査	サービス課・水道事業課
	給排水施設班	正:サービス課長 副:サービス課主査	サービス課
	水質管理班	正:水質管理課長 副:水質管理課主査	水質管理課
水道班 (班長) 水道事業課長	水道運用・施設班	正:浄水センター所長 副:水道事業課主査	浄水センター・水道事業課
	水道管路班	正:水道事業課長 副:水道事業課主査	水道事業課
下水道班 (班長) 下水道事業課長	下水道運用・施設班	正:水処理センター所長 副:下水道事業課主査	水処理センター・下水道事業課
	下水道管路班	正:下水道事業課長 副:下水道事業課主査	下水道事業課

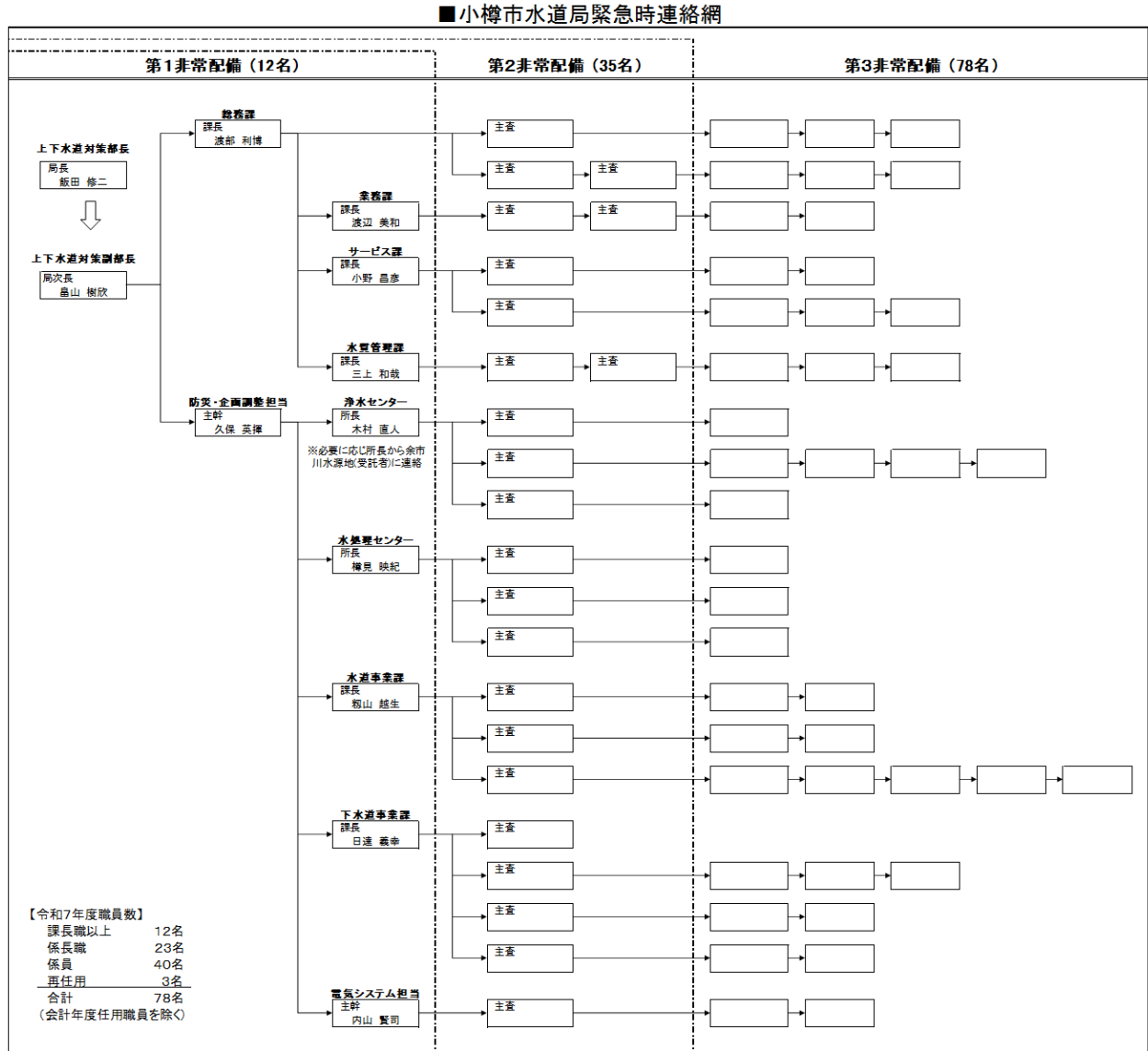
※水道班、下水道班の電気システムに関することは、各班長と主幹(電気システム担当)が協議しながら各対策を実行する。

# ■指揮命令系統



## (2) 動員の方法

配備要因の動員は、【上下水道対策部の設置要件】のうち、①震度5弱以上の地震が発生したとき、②北海道日本海沿岸北部(気象庁津波予報区)に津波警報、大津波警報が発表されたときは、次の、小樽市水道局緊急時連絡網(以下、緊急連絡網)に基づき参集とし、③被災状況や水害、その他の災害などにより、水道局長が設置を指令したときは、緊急時連絡網の順番で通知するものとする。



## (3) 上下水道対策部を設置しない場合の準用

上下水道対策部設置に至らない、震度4の地震が発生した際や、津波注意報が発表された場合には、緊急連絡網の第1非常配備体制のメンバーをもって災害対策を実施するものとする。なお、津波注意報が発表された場合、緊急連絡網の第2非常配備体制のメンバーのうち主査に関しては、メールで自宅待機等が要請されるものとする。

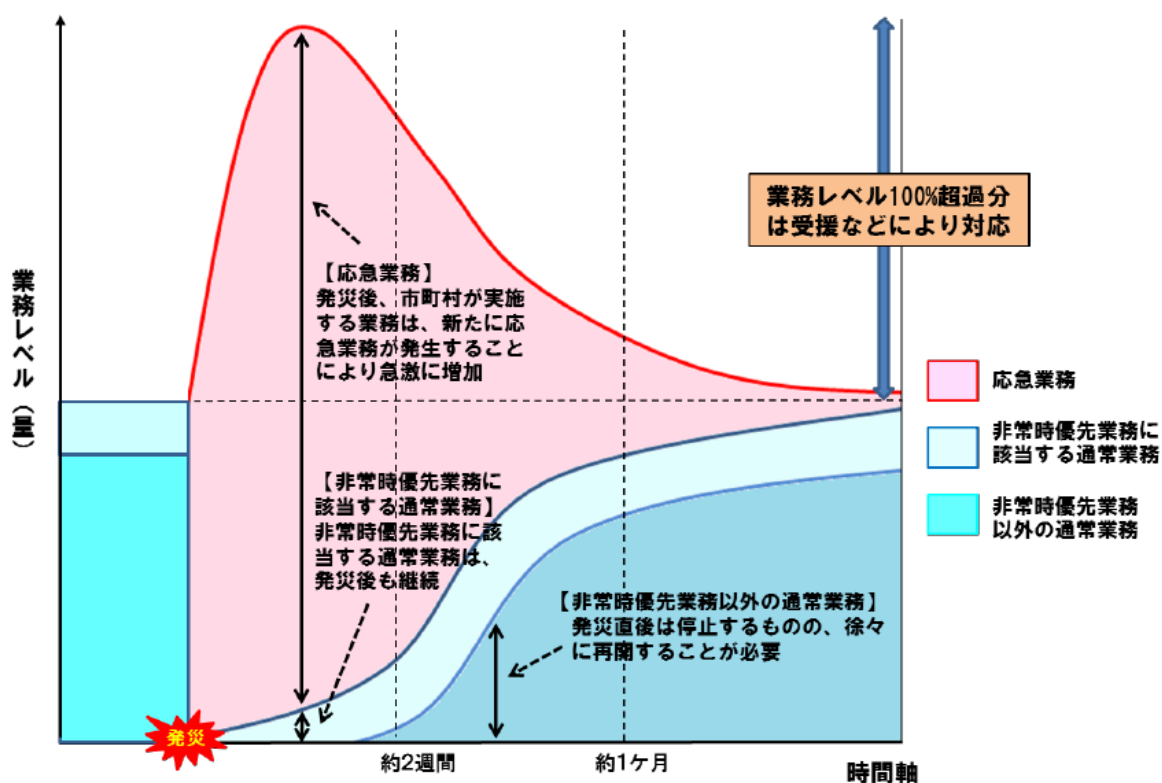
また、被災状況や水害、その他の災害などにおいて、上下水道対策部設置に至らない場合、【資料編】「D(その他)-1 水道局内応援指針」に準拠するものとする。

#### (4)業務の種類と内容

上下水道 BCP 発動時における業務については、災害等の規模により種類や内容は異なるが、大規模災害等の場合、実際に行う業務として以下の3つが挙げられる。

- ①災害対応業務（災害後に新たに発生する応急業務）  
【対象事象】地震・津波、水害、その他の災害など
- ②優先通常業務（非常時優先業務に該当する通常業務）  
【対象事象】地震・津波、水害、その他の災害、新型インフルエンザ等感染症など
- ③非優先通常業務（非常時優先業務以外の通常業務）

【発災後に実施する業務の推移】



※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府防災担当)」より

## 1)災害対応業務

小樽市地域防災計画では、上下水道対策部の業務として、総務班・給水班・水道班・下水道班の4班に区分しているが、上下水道 BCP ではそれらを10班に細分化している。

各班の「災害対応業務」(災害後に新たに発生する応急業務)の内容は以下に示すとおりである。

班名		主な業務内容	主担当	目標開始時期
総務班	本部運営班	緊急動員や緊急配置など上下水道対策部の立上げに関する事	総務課	3時間以内
		職員等の安否確認や各班との連絡調整に関する事	総務課	3時間以内
		関係機関への支援要請及び受援体制の整備に関する事	総務課	1日以内
		事故並びに災害等に係る財務及び補償に関する事	総務課	1週間以内
	情報収集班	情報の収集及び集約に関する事	主幹(防災・企画調整担当) 全課	3時間以内
		本市災害対策室や北海道等との連絡調整に関する事	主幹(防災・企画調整担当) 全課	3時間以内
		各状況の記録のほか、指示及び伝達等の記録に関する事	主幹(防災・企画調整担当) 全課	3時間以内
	広報班	報道機関との連絡調整に関する事	業務課 総務課	3時間以内
		市民からの通報や問合せ、苦情対応等に関する事	業務課	3時間以内
		広報活動に関する事	業務課 総務課	1日以内
給水班	応急給水班	飲料水の運搬及び給水に関する事	サービス課 水道事業課	1日以内
		給水拠点(小中学校等)への対応に関する事	サービス課 水道事業課	1日以内
		給水車の調達及び付帯器具の手配に関する事	水道事業課	1日以内
	給排水施設班	医療機関等への給水対応に関する事	サービス課	1日以内
		大口需要者や受水槽等への対応に関する事	サービス課	1日以内
		給排水施設に対する清掃や消毒の依頼に関する事	サービス課	3日以内
	水質管理班	水質監視体制に関する事	水質管理課	3時間以内
		汚染物質の特定及び対策に関する事	水質管理課	3時間以内
		飲用の可否の判断に関する事	水質管理課	3時間以内

班名		主な業務内容	主担当	目標開始時期		
水道班	水道運用・施設班	浄水場の運用に関する事	浄水センター	3時間以内		
		配水池やポンプ所の保守に関する事	浄水センター	3時間以内		
		薬品等の確保及び管理に関する事	浄水センター	3時間以内		
		水道施設の点検及び調査に関する事	浄水センター	3時間以内		
		水道施設の復旧に必要な資機材調達や業者手配等に関する事	浄水センター 水道事業課	1日以内		
		水道施設の応急復旧に関する事	浄水センター 水道事業課	3日以内		
		二次災害の防止に関する事	浄水センター	3日以内		
	水道管路班	水道管路の点検及び調査に関する事	水道事業課	3時間以内		
		水道管路の復旧に必要な資機材調達や業者手配等に関する事	水道事業課	1日以内		
		水道管路の応急復旧に関する事	水道事業課	3日以内		
		二次災害の防止に関する事	水道事業課	3日以内		
		下水道班	下水道運用・施設班	処理場等の運転に関する事	水処理センター	3時間以内
				汚水流量の監視制御に関する事	水処理センター	3時間以内
				薬品等の確保及び管理に関する事	水処理センター	3時間以内
下水道施設の点検及び調査に関する事	水処理センター			3時間以内		
下水道施設の復旧に必要な資機材調達や業者手配等に関する事	水処理センター 下水道事業課			1日以内		
処理場やポンプ場内の消毒に関する事	水処理センター			3日以内		
下水道施設の応急復旧に関する事	水処理センター 下水道事業課			3日以内		
二次災害の防止に関する事	水処理センター			3日以内		
下水道管路班	下水道管路の点検及び調査に関する事		下水道事業課	3時間以内		
	下水道管路の復旧に必要な資機材調達や業者手配等に関する事		下水道事業課	1日以内		
	仮設トイレ設置に関する事		下水道事業課	1日以内		
	下水道管路の応急復旧に関する事		下水道事業課	3日以内		
	二次災害の防止に関する事		下水道事業課	3日以内		
	汚水溢水対応に関する事		下水道事業課	3日以内		

## 2) 通常業務

水道局各課かいの通常業務は以下に示すとおりであるが、非常時に全ての業務を行うのは困難なことから、3段階の優先度を設ける。

- 優先度「A」: 市民を守るために必ず継続する業務(目標開始時期概ね3日以内)
- 優先度「B」: 縮小はやむを得ない業務(目標開始時期概ね1か月以内)
- 優先度「C」: 中止はやむを得ない業務(目標開始時期概ね1か月以降)

基本的には、優先度Aの業務が前述の「優先通常業務」、優先度B・Cの業務が「非優先通常業務」に該当するが、その時々々の被災状況等に応じ必要な業務を遂行するものとする。

担当課	事務分掌	主な業務内容	優先度
総務課	局の庶務並びに局内他課及びセンターとの連絡調整についてのこと。	局の庶務並びに局内他課及びセンターとの連絡調整業務	C
	儀式及び交際についてのこと。	儀式及び交際についての対応	C
	公印の保管についてのこと。	公印の保管・管理	A
	例規の立案及び編さんについてのこと。	局例規審査委員会の開催	C
	公告式についてのこと。	条例・規則・告示の公告(市揭示場に掲示)	C
	文書の審査、收受、発送及び保存についてのこと。	文書を收受して各課に配付及び文書の発送	A
	職員の進退、賞罰、服務及び身分についてのこと。	退職発令、病気休暇等の承認、職専免の承認など	C
	職員の給与についてのこと。	給与・時間外・特動手当支給、賞金・報酬等支給	B
		期末・勤勉手当等支給(6月・9月・12月)、扶養・通勤手当等認定昇給関係(昇給期毎)	C
	職員の任用及び配置についてのこと。	昇任、配置換事務	C
	職員の研修及び教養についてのこと。	新入局職員研修(定期人事異動後)等、外部研修派遣等	C
	職員の福利厚生及び衛生管理についてのこと。	福利厚生会の運営	B
		局安全衛生委員会の開催(4月・10月)、産業医職場巡視(9月)、定期健康診断とりまとめ(定期人事異動後)	C
	職員の労働組合についてのこと。	労働組合との調整	C
	土地及び建物の取得、賃借及び管理についてのこと(局内他課及びセンターに属するものを除く)。	局本庁舎の土地・建物の管理等事務	A
	局が所有する車両の総括管理についてのこと。	局所有車両の管理(車検・車両保険等)	C
	局庁内の取締りについてのこと。	秩序・規律の維持、火災・盗難等防止、駐車場の管理等	A
	予算の編成及び執行管理についてのこと。	予算見積集計及び資産整理等、予算書作成(11~1月)、その他補正予算	C
		予算執行に係る通知(年1回程度)	C
		流用、予算科目の新設、更正など	C
		調書のチェック・支出決定、支払関係(フロッピー・小切手作成)、支出命令(年間7000件超)	A
	決算についてのこと。	決算取りまとめ、決算書作成(4月から6月)	C
	現金、有価証券及び担保物の出納及び保管についてのこと。	企業出納員現金及び金融機関からの預り金等の保管管理	A
		日々の預金管理	A
	財政計画及び資金計画についてのこと。	資金計画(日々の収入、支出金管理、見込み)	A
		財政計画(作成時のみ)	C
	財務諸表の作成についてのこと。	元帳・現金出納簿・残高試算表等の作成(例月現金出納検査資料作成)	C
	企業債、一時借入金及び一時運用金についてのこと。	企業債同意申請・借入(4・11・2・3月)、償還関係(9・3月)	C
		一時借入金及び一時運用金関係業務	A
	工事及び業務委託の請負契約についてのこと。	工事130万円以上、委託50万円以上(4条は全て)の契約事務(約250件)	A
	たな卸資産その他物品の購入及び修繕(たな卸資産を除く)についてのこと。	水道メーター・車両・機器などの契約事務	A
資産の評価についてのこと。	随時分と決算時の振替	C	
小樽市水道事業及び下水道事業会計規程(昭和44年小樽市企業管理規程第8号)第74条の規定による物品の管理についてのこと。	備品台帳・不用物品の処分	C	
固定資産及びたな卸資産の処分についてのこと。	固定資産及びたな卸資産の処分	C	
水道及び下水道(以下「上下水道」という)の普及及び広報についてのこと。	水道及び下水道(以下「上下水道」という)の普及及び広報	C	
簡易水道事業についてのこと(他課及びセンターが所管する事務を除く)。	簡易水道事業(他課及びセンターが所管する事務を除く)。	A	
局内他課及びセンターに属しないこと。	局内他課及びセンターに属しないこと。	C	

担当課	事務分掌	主な業務内容	優先度
業務課	水道の使用の開始及び休止についてのこと。	料金センターが行う水道使用開始及び休止の手続きに係る委託業務管理	A
	水道料金、下水道使用料その他の収入(簡易水道事業に係るものを含む。以下「水道料金等」という)の調定、収納及び還付についてのこと。	料金センターが行う水道料金等の調定、収納及び還付に係る委託業務管理	C
	水道料金(簡易水道事業に係るものを含む)及び下水道使用料の減免についてのこと。	水道料金等の福祉減免の該当・非該当の決定、及び漏水等異常水量の減量に伴う減免の決定	B
	水道料金等の未納整理及び欠損処分についてのこと。	料金センターが行う納付交渉等の委託業務管理、及び水道料金等未納額の欠損処分の決定	C
	給水停止処分その他の滞納処分についてのこと。	料金センターが行う給水停止処分等に係る委託業務管理	C
	水道メーター(簡易水道事業に係るものを含む。以下「メーター」という)についてのこと。	委託事業者が行うメーターの設置・撤去・交換作業に係る委託業務管理、及びメーターの入出庫管理	B
	使用水量の計量及び認定並びに汚水排出量の認定についてのこと。	料金センターが行うメーター検針等に係る委託業務管理、及び汚水排水量の認定	C
局料金センターについてのこと。	上記のほか、料金センターの行う事務に係る委託業務管理及び料金センターとの連絡調整	B	
サービス課	上下水道に関する相談、案内及び苦情処理についてのこと。	上下水道に関する相談、案内及び苦情処理	A
		各種照会の回答及び取りまとめ	C
	指定給水装置工事事業者及び下水道指定工事店についてのこと。	新規指定、更新申請における審査・指導及び廃業・休止申請処理	B
		給水装置工事主任技術者、責任技術者の選解任届出処理	B
	加入金及び受益者負担金の賦課及び減免についてのこと。	設計審査加入金等の賦課	B
		賦課区域、受益者の決定、告示、説明会	B
		受益者申告書の作成・発送、減免申請受付・調査・決定・減免処理	B
	局が所有する土地の総合調整についてのこと。	行政財産目的外使用許可申請受付処理	B
		上下水道施設の土地使用承諾業務、土地賃貸借契約等の更新及び関係書類の管理	B
		遊休資産の売却、不動産鑑定依頼、用地取得、囑託登記業務	C
		寄付採納関係書類の保管(土地)	C
		管路等の水道用地に係る寄付・売買、地上権設定手続き及び関係書類の管理、隣接地との境界確認の立会及び関係書類の保管	C
	上下水道施設に係る道路及び河川等の占用の許可及び更新並びに給水装置工事及び排水設備工事に伴う占用についてのこと。	道路及び河川等の占用許可(更新)申請、占用許可書の管理及び更新手続き	B
		私有地内上下水道管の土地承諾書取得及び書類の管理、上下水道管に係る土地賃貸借契約業務	B
		行政財産占用許可書の管理及び更新手続き	B
		固定資産税非課税業務	B
	給水装置及び排水設備の新設及び改造工事についてのこと。	給水装置・直結直圧(加圧)給水・直結式スプリンクラー設備等の事前協議、建築確認事前審査	B
		給水装置・排水設備・直結直圧(加圧)給水工事等の受付、設計審査、施工指導、検査及び精算、所有者変更届処理、寄付採納関係	B
		市費負担工事の発注及び検査・精算、積算資料(単価等)作成、排水設備工事に伴う市負担工事に係る土地承諾	B
		違反工事の取締り、指導	B
		小規模貯水槽水道調査・指導、給水人口及び水洗化人口調査、鉛製給水管の使用状況取りまとめ	B
		給水装置工事設計要領の見直し	B
	配水管からメーターまでの給水装置に係る給水管及び給水用具の指定についてのこと。	水道資材の指定及び承認	C
給水装置の受託についてのこと。	他部局からの給水装置依頼工事	C	
給水装置及び排水設備に係る工事台帳の整備保管についてのこと。	一般、公共栓、共同管等の台帳の整理保管	C	
水洗化の促進及び水洗化改造資金の貸付についてのこと。	水洗化改造資金の受付・審査・決定・通知	B	
	未水洗化世帯の水洗化促進	C	
給水及び配水管路台帳並びに下水道管路台帳の交付についてのこと。	配水管路台帳図・下水道管路台帳図・給水装置排水設備台帳の交付	A	
簡易水道事業に係る給水装置についてのこと。	給水装置工事等の事前協議	B	
	給水装置工事の受付、設計審査、施工に関する指導、検査、精算、所有者変更届処理	B	
	違反工事の取締り、指導	B	
開発行為のうち上下水道に係る調整及び寄附行為の受付並びに関係書類の保管についてのこと。	上下水道に係る各種調整、給水装置工事等の事前協議、給水装置の設計施工に関する指導、寄付採納関係	B	
上下水道施設管理システムについてのこと。	データ更新委託の積算設計監督	B	
	職員によるデータ修正、更新	B	
	給水装置台帳、排水設備台帳のファイリング(名義変更、利害関係)、土地使用承諾書ファイリング	B	

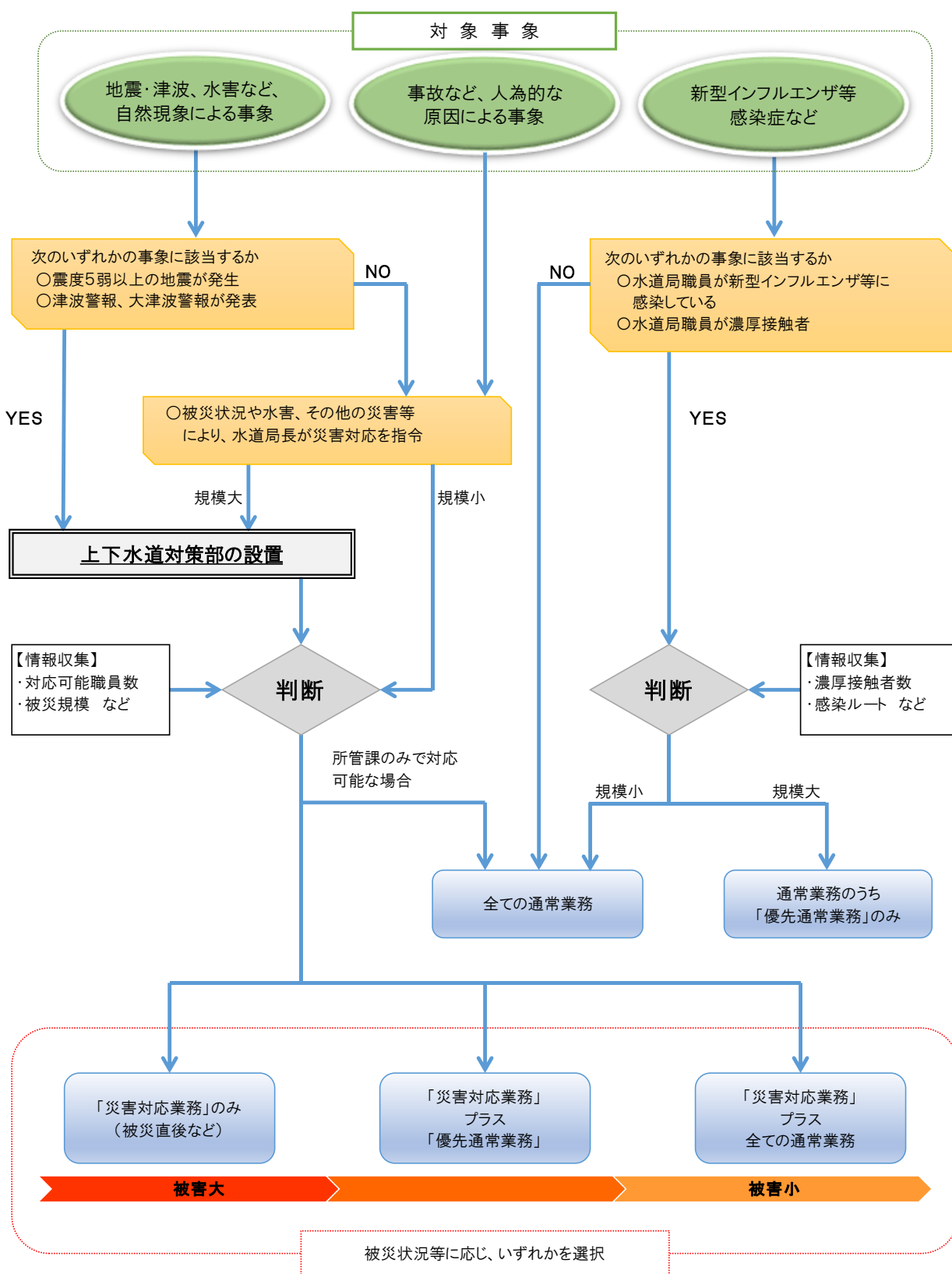
担当課	事務分掌	主な業務内容	優先度
水質管理課	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)等による定期及び臨時に実施する水質試験についてのこと。	定期毎日検査(水道法 20 条)	A
		定期毎月検査(水道法 20 条)	B
		水質管理目標設定項目検査	C
		給水開始前の水質検査(水道法 13 条)	C
		請求に基づく水質検査(水道法 18 条)	C
		通水開始前試験	C
		漏水判定試験	C
		浄水場排水、汚泥関連検査	C
		ダム湖水質調査	C
		品質管理システムの管理運用	C
		水質年報、水質検査計画の策定と公表	C
		「水安全計画」の検証作業	C
		水質の試験、調査等の受託についてのこと。	後志管内水道事業者からの受託水質検査
	小樽市保健所からの受託水質検査		B
	水道用薬品の受託検査		B
	その他受託検査		C
	各浄水場、各下水終末処理場等における水質管理に関する調査及び指導についてのこと。	豊倉浄水場維持管理試験及び調査	B
		天神浄水場維持管理試験及び調査	B
		銭函浄水場維持管理試験及び調査	B
	水道用薬品の試験についてのこと。	水道用薬品の評価試験	C
		水道用薬品の品質試験	C
		次亜塩素酸ナトリウム溶液の入荷時検査	B
	水質分析用機器及び自動水質計器等の保守点検についてのこと。	水質分析用機器の日常保守点検	B
		水質分析用機器の定期保守点検	C
	簡易水道事業に係る定期水質試験、水質管理等についてのこと。	簡易水道に係る定期毎月検査(水道法 20 条)	B
		簡易水道に係る水質管理目標設定項目検査	C
		簡易水道に係る維持管理試験及び調査	C
浄水センター	浄水センター所管施設(以下この項において単に「所管施設」という)の維持管理についてのこと。	所管施設(以下この項において単に「所管施設」という。)の維持管理	A
	所管施設に係る流水の占用及び土地の占用許可の更新についてのこと。	所管施設に係る流水の占用及び土地の占用許可の更新	C
	所管施設に係る浄水管理状況の統計及び報告についてのこと。	所管施設に係る浄水管理状況の統計及び報告	C
	所管施設に係る関係機関との連絡調整についてのこと。	所管施設に係る関係機関との連絡調整	C
	所管施設に係る送水調整についてのこと。	所管施設に係る送水調整	A
	所管施設に係る水源涵養保安林の維持管理についてのこと。	所管施設に係る水源涵養保安林の維持管理	C
	簡易水道事業に係る浄水場、配水池及び配水ポンプ所の維持管理についてのこと。	簡易水道事業に係る浄水場、配水池及び配水ポンプ所の維持管理	A
	簡易水道事業に係る配水池の受水調整についてのこと。	簡易水道事業に係る配水池の受水調整	A

担当課	事務分掌	主な業務内容	優先度
水道事業課	配水管布設工事における占用についてのこと。	配水管布設工事等に伴う道路占用許可申請	B
	給水装置の修繕についてのこと。	給水装置等の故障修繕	A
	給水施設の受託工事についてのこと(他課に係るものを除く)。	給水装置工事に係る受託工事	B
	たな卸資産(メーターを除く)の管理についてのこと。	たな卸資産の管理	C
	配水管及びその附属施設についてのこと。	配水管整備の計画策定	C
		配水管整備工事等	B
	配給水管路台帳図、仕切弁台帳の整備保管についてのこと。	配給水管路台帳図、仕切弁台帳整備保管	B
	導水管、送水管、配水管並びにそれら附属施設の維持管理についてのこと。	導水管・送水管・配水管及びそれら附属施設の修繕工事等に係る維持管理	A
		導水管・送水管・配水管及びそれら附属施設の委託等に係る維持管理	B
		導水管・送水管・配水管及びそれら附属施設のその他の維持管理	B
	水道事業課所管施設の維持管理についてのこと。	ポンプ所施設の維持管理	B
	消火栓及び消火栓台帳の維持管理についてのこと。	消防施設等に係る維持管理	B
	漏水防止対策についてのこと。	漏水調査の計画策定及び委託調査等	B
		緊急漏水調査	A
	緊急給水についてのこと。	緊急時の応急給水	A
	簡易水道事業に係る配水管及びその附属施設についてのこと。	樽川地区の配水管等の整備及び維持管理	B
	水道事業に係る企画、調査及び計画についてのこと。	水道事業に係る基本計画、整備計画等の策定	C
		水道事業に係る企画・調査・報告	C
	水道施設の拡張及び更新の実施についてのこと。	水道施設の設計・施工・監督及び精算	B
		水道事業に係る占用・許可申請及び事業申請	B
	水利権の取得についてのこと。	水利権の新規取得	C
	水道施設(給水施設を除く)の受託についてのこと。	水道施設の受託についての事項	C
	簡易水道事業に係る計画の策定並びに拡張及び改良工事の実施についてのこと。	簡易水道事業に係る拡張計画の認可申請等	C
簡易水道事業に係る工事の設計・施工・監督・精算及び占用申請等		B	
水処理センター	水処理センター所管施設の維持管理についてのこと。	下水道各施設の維持管理業務に係る調整	A
		産業廃棄物等運搬・処分業務に係る調整	A
		機械・電気設備等の整備・修繕に係る調整	A
	下水の水質試験についてのこと。	放流水の法定定期水質試験	B
		放流水水質、汚泥等外部分析測定に係る調整	C
	センター内他係に属しないこと。	維持管理費に係る差引簿、予算管理情報等の入力	B
		薬品・備用品等の発注	B
		各種点検、保安管理に係る調整	B
		各種測定、保守点検に係る調整	C
		法定届出等、各種調査等回答、施設見学及び更新工事に係る対応	C
		MICSし尿等処理負担金関連資料提出	C
	下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場に係る各種届出の受理及び内容審査についてのこと。	特定施設設置届出書等の受理・審査・検査	B
	下水道法第12条第1項に規定する除害施設の設置指導、確認及び検査についてのこと。	除害施設設置等届等の受理・審査・検査	B
工場又は事業場に対する監視及び指導についてのこと。	工場又は事業場に対する監視・指導	B	
工場又は事業場の排水の水質分析についてのこと。	工場又は事業場の排水の水質分析	B	

担当課	事務分掌	主な業務内容	優先度
下水道事業課	下水道処理区域についてのこと。	下水道処理区域の決定、告示及び縦覧	C
	管きょ工事における占用についてのこと。	管渠の施工等に伴う道路占用許可申請	B
	排水設備の修繕についてのこと。	排水設備等の故障修繕	A
	污水管及び雨水管並びにそれら附属施設についてのこと。	管渠施設等の改築更新計画策定	C
		管渠施設の改築更新等	B
	公共下水台帳の整備保管についてのこと。	公共下水台帳の整備保管	B
	污水管及びその附属施設の維持管理についてのこと。	污水管及びその附属施設の修繕工事等に係る維持管理	A
		污水管及びその附属施設の委託等に係る維持管理	B
		污水管及びその附属施設のその他維持管理	B
	開発行為のうち下水道に係る技術的指導及び検定についてのこと。	開発行為に伴う技術的指導及び検定	C
	下水道事業に係る企画、調査及び計画についてのこと。	下水道事業に係る基本計画、整備計画等の策定	C
		下水道事業に係る企画・調査・報告	C
	下水道施設の拡張及び更新の実施についてのこと。	下水道施設(管渠を除く)の設計・施工・監督及び精算	B
下水道事業に係る事業申請等		B	
局本庁舎の工事の実施についてのこと。	水道局本庁舎における工事の設計・施工・監督及び精算	B	

### (5)実施する業務の判断基準

災害や新型インフルエンザ等感染症などが発生した場合における、対象事象別の実施業務(災害対応業務・優先通常業務・非優先通常業務)の判断は以下に示すとおりである。



※所管課のみで対応できない場合は、【資料編】「D(その他)-1 水道局内応援指針」による。

## (6)関係機関との相互応援体制

災害やその他非常の場合に迅速かつ的確に対応するため、本市では以下の機関と協定等を結び、相互応援体制の充実を図っている。

### 1)本市が締結している協定等

定等の名称	相手方	所管課(室)	災害時応援概要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	○北海道 ○北海道市長会 ○北海道町村会	市 総 務 部 災 害 対 策 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必要物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん</li> <li>・被災者等の救出、医療及び及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん</li> <li>・避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん</li> <li>・避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等必要な職員の派遣</li> <li>・被災者等の一時収容のための施設提供及びあっせん</li> <li>・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項</li> </ul>
公益社団法人日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	○公益社団法人 日本水道協会 北海道地方支部	水 道 局 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水</li> <li>・応急復旧作業</li> <li>・応急復旧用資材の提供</li> <li>・工事業者のあっせん</li> <li>・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項</li> </ul>
公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する規則	○公益社団法人 日本水道協会 北海道地方支部 道央地区協議会	水 道 局 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水</li> <li>・応急復旧作業</li> <li>・応急復旧用資材の提供</li> <li>・工事業者のあっせん</li> <li>・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項</li> </ul>
災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	○北海道 ○日本水道協会 北海道地方支部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役務の提供、必要な車両や物資調達などの人的、物的支援のほか、技術的ノウハウの提供</li> </ul>
小樽市水道局と札幌市水道局との連携協力に関する基本協定	○札幌市水道局	水 道 局 水 道 事 業 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時連絡管の整備その他の災害時の相互応援に関する事項</li> <li>・研修など人材育成・組織力強化に関する事項</li> <li>・その他本協定の目標達成のために両市水道局が必要と認める事項</li> </ul>
道内の下水道災害時における連絡支援体制	○北海道下水道 災害対策会議	水 道 局 下 水 道 事 業 課	・「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく下水道施設災害の支援連絡体制
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	○公益社団法人 日本下水道管路 管理業協会	水 道 局 下 水 道 事 業 課	・被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)等
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	○一般社団法人 全国上下水道 コンサルタント 協会北海道支部	水 道 局 下 水 道 事 業 課	・被災した下水道施設の被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等
災害時等における上下水道の応急対策に関する協定書	○小樽市管工事業 協同組合	水 道 局 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水作業</li> <li>・応急復旧作業</li> <li>・応急資材の供出</li> <li>・その他、応急対策に必要な作業</li> </ul>
上下水道施設の災害に伴う応援協定書	○ヴェオリア ・ジェネッツ(株) ○協和総合管理(株)	水 道 局 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動</li> <li>・電話及び窓口対応</li> <li>・応急給水活動</li> <li>・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項</li> </ul>
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	○小樽地方石油業 協同組合	市 総 務 部 災 害 対 策 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指定する緊急車両、災害対策上重要施設等への石油類燃料の優先提供</li> <li>・小樽地方石油業協同組合が取り扱うその他物資の提供及び要員の動員</li> <li>・給油所における帰宅困難者等に対する一時休憩場等及び、災害情報等の提供、傷病者への簡易な応急手当及び救護要請</li> </ul>

## 2) 関係機関の連絡先

### 【上下水道共通】

種別	機関名	連絡先	備考
情報収集・各機関調整	小樽市総務部災害対策室	3 2 - 4 1 1 1	
保健衛生	小樽市保健所生活衛生課	3 2 - 4 1 1 1	
人命に関わる状況	小樽市消防本部警防課	3 2 - 4 1 1 1	
交通規制	小樽警察署交通課規制係	2 7 - 0 1 1 0	
道路管理者	国道	小樽開発建設部	2 3 - 5 1 3 6
		小樽開発建設部小樽道路事務所	2 2 - 9 1 1 6
	道道	小樽建設管理部	2 5 - 2 1 9 5
		小樽建設管理部事業課	5 4 - 7 6 7 0
	市道	小樽市建設部建設事業室維持課	3 2 - 4 1 1 1
		小樽市建設部用地管理課	3 2 - 4 1 1 1
臨港道路	小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課	3 2 - 4 1 1 1	
河川管理者	北海道	小樽建設管理部	2 5 - 2 1 9 5
		小樽建設管理部事業課	5 4 - 7 6 7 0
	小樽市	小樽市建設部建設事業室維持課	3 2 - 4 1 1 1
		小樽市建設部用地管理課	3 2 - 4 1 1 1
港湾(漁港)管理者	北海道	小樽建設管理部	2 5 - 2 1 9 5
	小樽市	小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課	3 2 - 4 1 1 1
ライフライン供給事業者	ガス	北海道ガス(株)小樽支店	2 4 - 1 5 1 1
	電気	北海道電力ネットワーク(株)小樽支店	2 3 - 1 1 1 2
	電話	東日本電信電話(株)北海道事業部	0 1 1 - 2 1 2 - 4 4 6 6
	燃料	小樽地方石油業協同組合	2 7 - 7 1 5 1

### 【水道】

種別	機関名	連絡先	備考
北海道	北海道環境生活部環境保全局環境政策課	0 1 1 - 2 0 4 - 5 1 9 4	
札幌市	札幌市水道局総務課	0 1 1 - 2 1 1 - 7 0 0 7	
石狩西部広域水道企業団	石狩西部広域水道企業団施設課	0 1 1 - 2 1 5 - 7 5 5 4	
余市川流域環境保全推進協議会	後志総合振興局保健環境部環境生活課	0 1 3 6 - 2 3 - 1 3 5 2	
余市川水系水道事業体	水源	余市町役場	0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 1 1
		赤井川村役場	0 1 3 5 - 3 4 - 6 2 1 1
		仁木町役場	0 1 3 5 - 3 2 - 2 5 1 1
日本水道協会	日本水道協会総務部総務課	0 3 - 3 2 6 4 - 2 2 8 1	
	北海道地方支部 (札幌市水道局総務部総務課)	0 1 1 - 2 1 1 - 7 0 0 7	

【下水道】

種 別	機関名	連絡先	備考
北海道	北海道下水道災害対策会議事務局 (北海道建設部まちづくり局都市環境課)	0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1	
	小樽建設管理部事業室地域調整課	2 5 - 2 1 7 1	
小樽市	小樽市生活環境部清掃事業所	3 2 - 4 1 1 1	
日本下水道協会	北海道地方下水道協会	0 1 1 - 8 1 8 - 3 4 1 1	
日本下水道管路管理業協会	北海道支部	0 1 1 - 2 2 1 - 6 6 8 5	
全国上下水道コンサルタント協会	北海道支部	0 1 1 - 8 0 1 - 1 5 1 3	

【民間業者】

会社名等	委託業務内容	連絡先
道央エンジニアリング(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場施設 運転管理業務</li> <li>・配水施設 保守点検業務</li> </ul>	<p>【浄水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天神浄水場 電話 32-3040(天神浄水場・直通)</li> <li>・豊倉浄水場 電話 54-8350(豊倉浄水場・直通)</li> <li>・銭函浄水場 携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(道央会社携帯)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道終末処理場 及びポンプ場施設 維持管理業務</li> </ul>	<p>【処理場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央下水終末処理場 電話 29-1444(道央中央事業所・直通)</li> <li>・銭函下水終末処理場 電話 62-6659</li> <li>・蘭島下水終末処理場 電話 64-3333(平日 9 時～16 時)</li> </ul>
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金収納業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話 22-0491(局料金センター・直通)</li> </ul>
協和総合管理(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検針業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小樽支社営業部 電話 27-2233(会社代表)</li> </ul>
小樽市管工事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局本庁舎 宿日直等業務</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話 32-4857(組合代表)</li> </ul> <p>【夜間・休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(〇〇)電話 〇〇-〇〇〇〇(個人)</li> <li>(〇〇)電話 〇〇-〇〇〇〇(個人)</li> </ul>

## 4 対象とする業務の範囲

小樽市水道局が所管する水道事業と下水道事業の全業務を対象とする。

### (1) 浄水センター管理施設 ※令和6年度末現在(休止施設を除く。)

- ・浄水場 3 か所
- ・配水池 29 か所
- ・配水槽 6 か所
- ・ポンプ所等 13 か所
- ・取水施設 3 か所
- ・管路施設 82.4km(導送水トンネル 4.5km、導水管 6.2km、送水管 71.7km)

### 【浄水場・配水池等】

系統	施設名称	備考	系統	施設名称	備考
豊倉	豊倉浄水場		天神	幸配水池	
	取水施設(朝里川)			北手宮配水池	
	豊倉トンネル			赤岩配水池	
	桜第1 高区配水池			手宮配水池	
	桜第2 高区配水池			松ヶ枝配水池	
	桜低区配水池			高区配水池	
	文治沢配水池			吉原配水池	
	清風ヶ丘配水槽			天神配水池	
	新光配水池			オタモイ配水池	
	真栄配水池			於古堯配水槽	
	望洋台第1 配水槽			於古堯高区配水槽	
	望洋台第2 配水槽			塩谷配水池	
	潮見台配水池			蘭島配水池	
	春香配水池			桃内配水池	
	朝里川温泉配水池				
	中区配水池				
低区配水池					
天神	天神浄水場		銭函	銭函浄水場	週2日(火・金) 運転(昼間 9時~16時)
	取水施設(余市川)			取水施設(銭函川)	
	常盤ダム	水利補償用		銭函高区配水池	
	常盤水路トンネル	管路施設		銭函中区配水池	
	松倉水路トンネル	管路施設		銭函第1 低区配水池	
	長橋配水池			銭函第2 低区配水池	
	坂本配水池			見晴配水槽	
		簡易水道	樽川配水池		

【ポンプ所等】

種別	施設名称	備考	種別	施設名称	備考
送水ポンプ	於古発送水ポンプ所		配水ポンプ	於古発高区ポンプ室	浄水センター
	朝里川温泉ポンプ室			オタモイ送水ポンプ所	— // —
	銭函高区揚水ポンプ			見晴ポンプ所	— // —
	春香送水ポンプ所			樽川配水ポンプ所	— // —
	春香第2送水ポンプ所		配水ポンプ (圧力タンク)	北手宮ポンプ室	水道事業課
	高区送水ポンプ所			奥沢ポンプ所	— // —
	望洋台ポンプ所			伍助沢ポンプ所	— // —
	望洋台第2送水ポンプ室			最上ポンプ所	— // —
	清風ヶ丘ポンプ所			桜第2高区ポンプ室	— // —
	天神送水ポンプ所				

(2) 水道事業課管理施設 ※令和6年度末現在

- ・管路施設 552.0km (配水管)
- ・配水ポンプ所等 5 か所

(3) 下水道事業課管理施設 ※令和6年度末現在

- ・管路施設(管渠) 579.8km
- ・管路施設(マンホール) 14,548 か所

(4) 水処理センター管理施設 ※令和6年度末現在

- ・処理場 3 か所
- ・ポンプ場 13 か所
- ・マンホールポンプ場 78 か所

【処理場・ポンプ場】

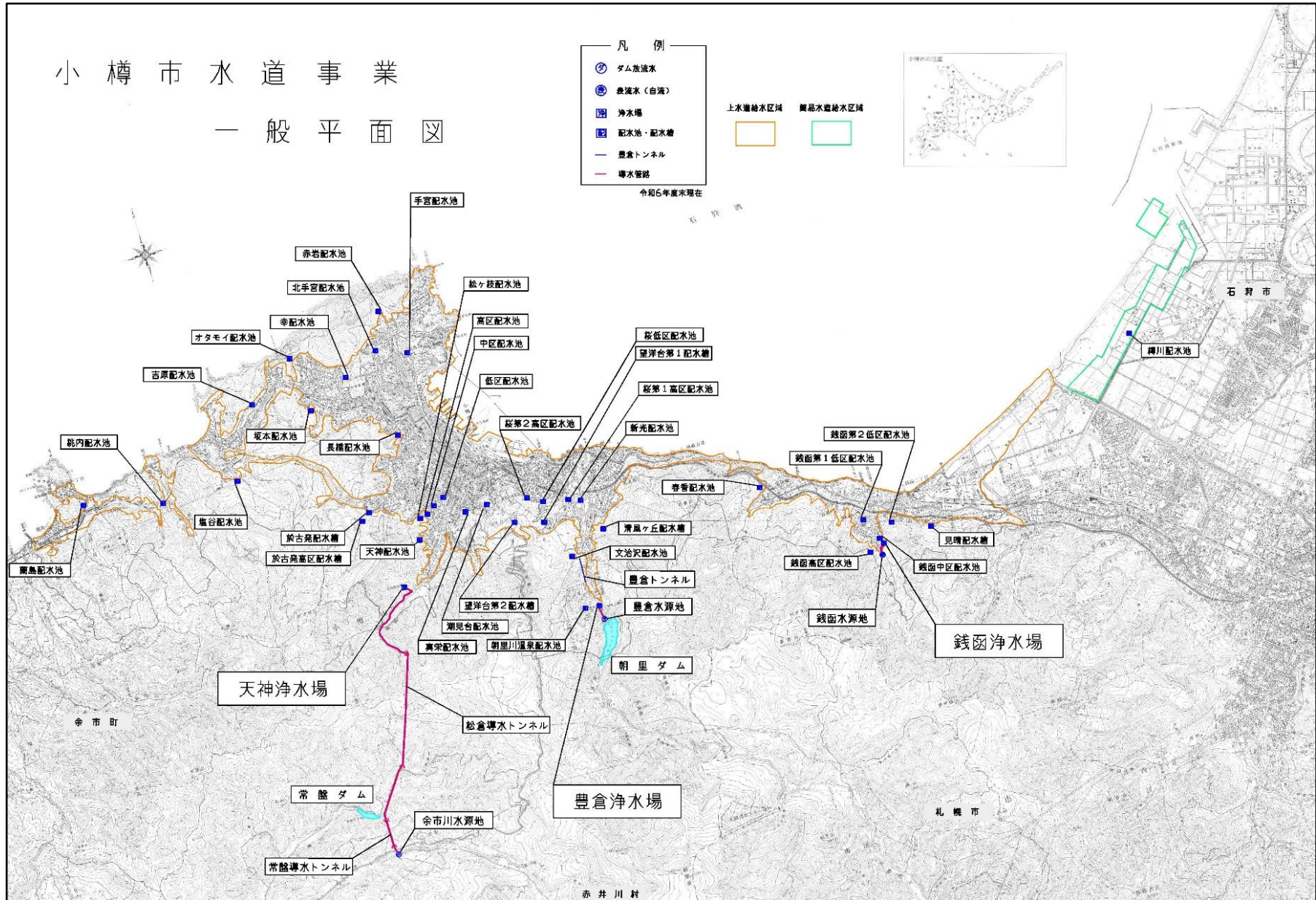
処理区	施設名称	備考	処理区	施設名称	備考
中央	中央下水終末処理場		中央	塩谷第1汚水中継ポンプ場	マンホールポンプ
	勝納汚水中継ポンプ場			塩谷第2汚水中継ポンプ場	
	入船汚水中継ポンプ場			塩谷第3汚水中継ポンプ場	
	船浜汚水中継ポンプ場	調整池1池		若竹ポンプ所	
	高島汚水中継ポンプ場		銭函	銭函下水終末処理場	
	祝津汚水中継ポンプ場			張碓第1汚水中継ポンプ場	マンホールポンプ
	朝里第1汚水中継ポンプ場			張碓第2汚水中継ポンプ場	
	朝里第2汚水中継ポンプ場			蘭島	蘭島下水終末処理場

【マンホールポンプ場】

処理区	施設名称	備考	処理区	施設名称	備考
中央	勝納第1		中央	船浜第3	
	勝納第2			入船第1	
	新光第1			入船第2	
	新光第2			桜第1	
	新光第3			桜第2	
	新光第4			築港第1	
	新光第5			築港第2	
	朝里第1			塩谷第1	
	朝里第2			塩谷第2	
	朝里第3			塩谷第3	
	朝里川温泉第1			塩谷第4	
	朝里川温泉第2			塩谷第5	
	祝津第1			塩谷第6	
	祝津第2			塩谷第7	
	港町第1			塩谷第8	
	港町第2			塩谷第9	
	高島第1		銭函	銭函第1	
	手宮第1			銭函第2	
	潮見台第1			銭函第3	
	富岡第1			銭函第3-1	
	若竹第1			銭函第4	
	赤岩第1			銭函第5	
	赤岩第2			銭函第6	
	最上第1			銭函第7	
	最上第2			銭函第8	
	幸第1			銭函第9	
	幸第2			銭函第10	
	奥沢第1			桂岡第1	
	奥沢第2			星野第1	
	奥沢第3			張碓第3	
	長橋第1			張碓第4	
	長橋第2			張碓第6	
	緑第1		蘭島	蘭島第1	
	若松第1			蘭島第2	
	錦町第1			蘭島第3	
	豊川第1			蘭島第4	
	オタモイ第1			忍路第1	
	オタモイ第2			忍路第2	
	船浜P樹			忍路第3	

水道施設位置図【浄水場・配水池等】

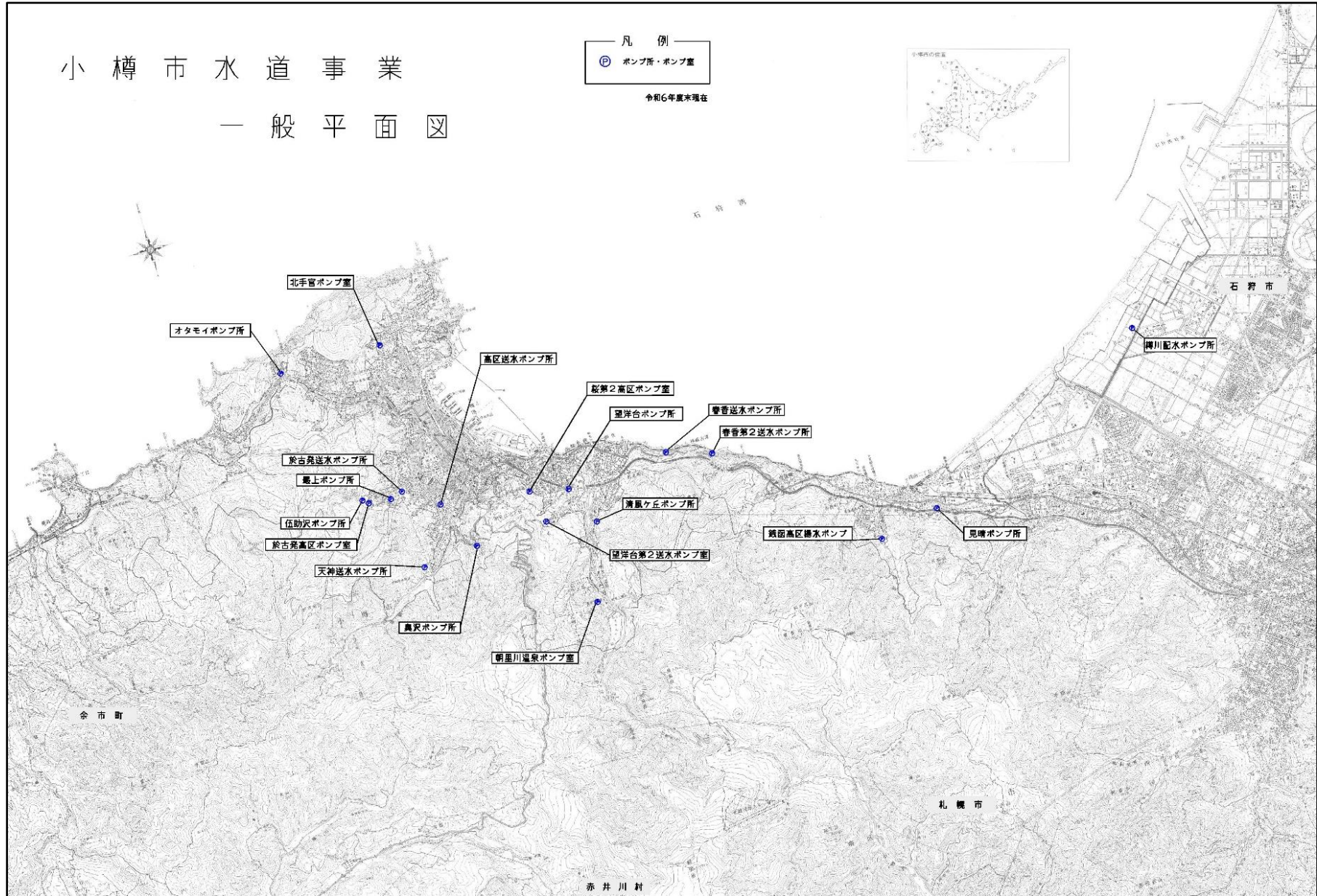
小樽市水道事業  
一般平面図



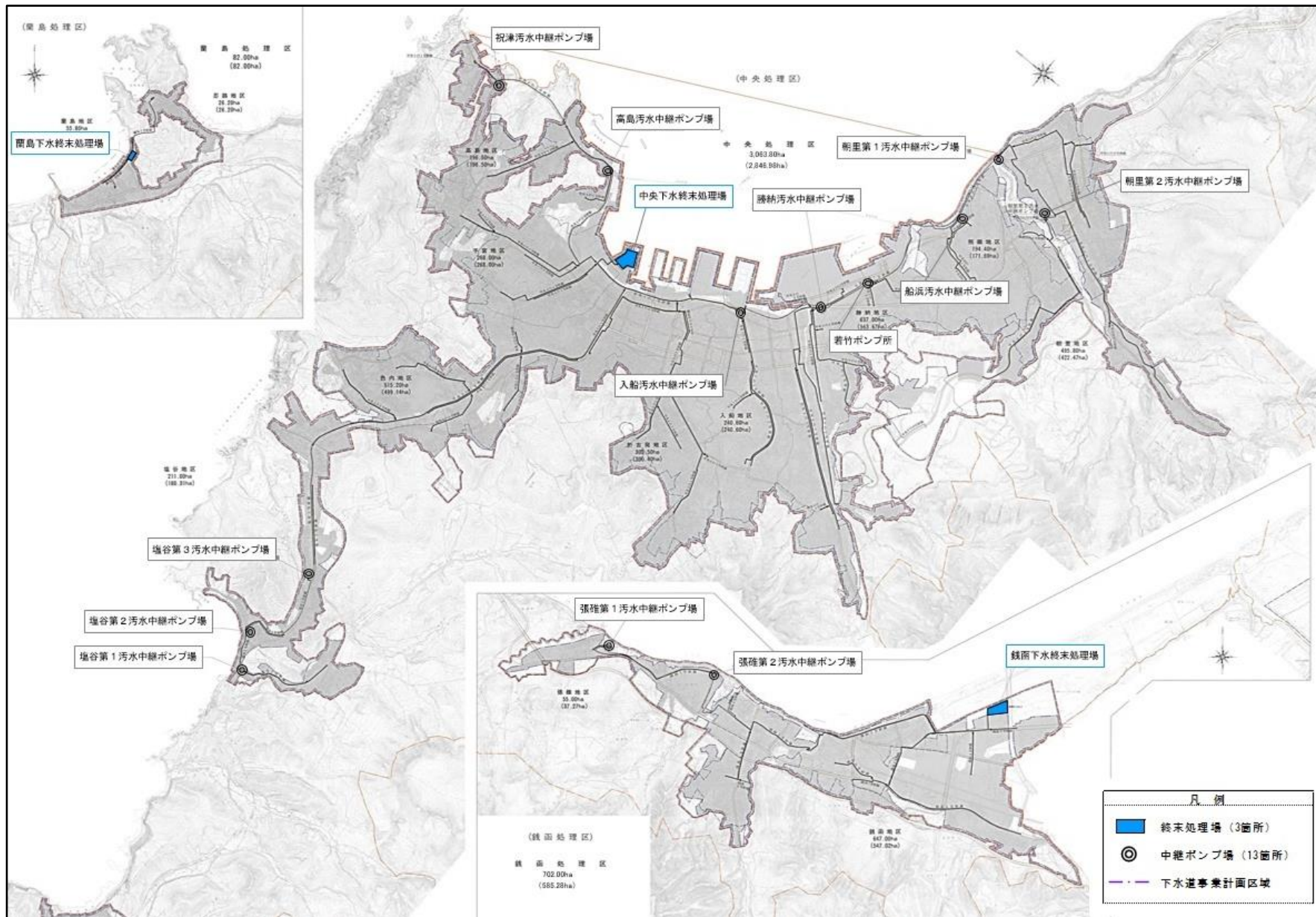
水道施設位置図【ポンプ所等】

小樽市水道事業  
一般平面図

凡 例  
 (P) ポンプ所・ポンプ室  
 令和6年度末現在



# 下水道施設位置図【処理場・ポンプ場】



# 下水道施設位置図【マンホールポンプ場】

